

○須高行政事務組合職員服務規程

(令和5年3月29日訓令第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、職員の服務に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の服務)

第2条 職員の服務については、[須坂市職員服務規程（昭和61年須坂市訓令第2号）](#)

の例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。